

推進体制図



地域福祉活動を進めていくうえでの視点

地域福祉活動は、地域に住むすべての人の生活と人権が守られ、安心して暮らせる地域社会を地域住民が自らの手で築き上げるために行うものです。そのためには、以下の視点に立った住民の主体的な参加による地域活動の促進が大切となります。また、計画の策定・推進にあたっては、行政計画である紀の川市地域福祉計画における視点も踏まえて進めていきます。

●住民一人ひとりの参加による地域福祉

地域福祉活動は、まちづくり活動の一環です。住民同士の日常的な場面での協力協働の関係・活動があってこそ、取り組みへの幅が広がり、地域福祉活動が促進されていきます。

●安心して快適に生活できるための活動

何らかの支援を必要とする人たちにとって、地域で自立した生活を送ることができるようにしていくためには、福祉施設・関係機関による従来のサービスだけでなく、様々な社会資源と連携して協働していくことが大切です。

紀の川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画【概要版】

発行：平成24年4月

紀の川市社会福祉協議会

〒649-6111 和歌山県紀の川市桃山町最上1253-2

TEL:0736-66-1211

概要版

紀の川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

「ともに支えあい、みんなでつくる福祉のまち」
～希望にあふれ 誰もが安心して暮らせる紀の川市～



平成24年4月
紀の川市社会福祉協議会

地域福祉活動計画って？

地域福祉とは、誰もがその地域で安心していきいきと自立した生活を送ることができるよう、「ともに支えあい・助けあう」社会づくりを具体化すること。

地域福祉活動計画とは、紀の川市における地域福祉を推進するために、住民と社会福祉を目的とする事業を経営する人、社会福祉に関する活動を行う人がともに取り組んでいくための参画と協働のあり方を示す実践的な計画です。

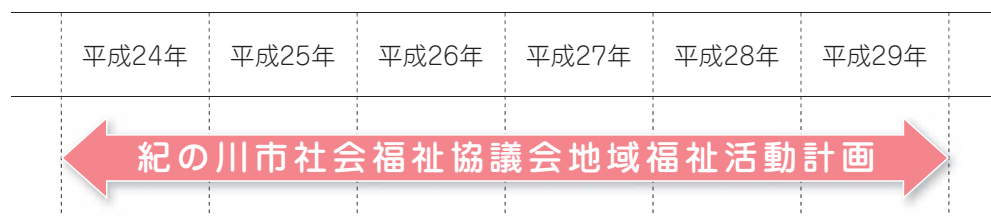
近年、家族形態が大きく変容し、高齢者世帯や介護を要する高齢者が増加し、また、育児力や介護力が衰えて、虐待や非行などの問題が生じています。地域社会においては、地域の助けあいによる相互扶助機能も急速に低下しています。

このように地域社会が変容していく中において、「ともに支えあい・助けあうこと」がこれまで以上に大切になってきています。いま、私たちが暮らす地域の中で、すべての人が安心して幸せに暮らすためには、住民がともに地域について考え、行動していく地域福祉の取り組みが必要になってきます。



計画の期間

この計画は、紀の川市長期総合計画との整合を図るため、平成24年度から平成29年度の6ヵ年を計画期間とします。



計画の基本理念

この計画は、地域全体が「輪(ネットワーク)」となって、福祉のまちを地域と社会福祉協議会がともに築いていくとともに、紀の川市に住むすべての方々が、地域の中でともに支えあいながらより良く暮らしていくことができる社会の実現を目指そうとするものです。この計画の基本理念について、以下のように定めます。

「ともに支えあい、みんなで作る福祉のまち」
～希望にあふれ 誰もが安心して暮らせる紀の川市～

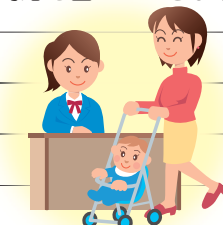


基本目標

基本目標 1 相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備

現在、人と人との関わりあいが薄くなってきたことで、子育て中の方や一人暮らし高齢者などの中には、近所や地域の中で気軽に話をしたり、不安や悩みを相談する相談相手が見つからず、一人で抱え込んでしまい、孤立する人が増加傾向にあります。そのような状況を踏まえ、相談窓口を充実させ、支援や援助を必要としている人を把握し、適切な対応を図っていきます。

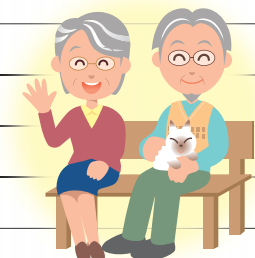
基本計画	(1)相談体制の充実
	(2)情報提供の充実
	(3)権利擁護体制の充実



基本目標 2 日常的な見守り・支え合い活動の推進

誰もが安心して暮らすことができる地域にしていくためには、そこに暮らす多くの方々がふれあい、お互いを理解しあうことのできる取り組みが必要です。そのため、誰もが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域の絆を再構築し、地域住民と協働しながら見守りや声かけ、ふれあい・いきいきサロンなど、地域福祉活動の支援に取り組みます。

基本計画	(1)小地域ネットワークの充実
	(2)福祉委員会の充実
	(3)ふれあい・いきいきサロンの充実
	(4)福祉サービスの充実



基本目標 3 地域の担い手づくり支援

住みよい地域をつかっていくうえでの地域福祉を推進していく担い手は一人ひとりの住民といえます。その中で、ボランティア活動はその一翼を担うものです。しかし、高齢化が進み、その参加者数も減少しているのが現状です。そのため、ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動について気軽に情報収集や相談、体験ができるよう環境づくりを進めるとともに、ボランティアの養成に努め、担い手の増加を図ります。

基本計画	(1)ボランティアセンターの機能強化
	(2)児童・生徒への福祉教育の推進
	(3)人材の育成



基本目標 4 災害に負けない地域づくりの推進

巨大台風や地震などの大規模災害発生時には、ボランティアと被災者をつなぐ「災害ボランティアセンター」が設置されます。社会福祉協議会では、災害を未然に防ぐ取り組みなどを訓練や演習・研修を通じ、地域住民に対して防災・減災意識の向上を図ります。また「災害ボランティアセンター開設運営マニュアル」を作成し、平時からマニュアルに基づいた設置訓練を様々な福祉関係団体やボランティアなどと実施します。

基本計画	(1)防災・減災の意識向上
	(2)災害ボランティアセンターの設置体制

